

東京都住宅基本条例（平成十八年東京都条例第百六十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本的施策（第七条―第十六条）</p> <p>第三章 東京都住宅マスタープランの策定等（第十七条―第十九条）</p> <p>第四章 東京都住宅政策審議会（第二十条・第二十一条）</p> <p>第五章 東京都居住支援協議会（第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（住宅政策の目標）</p> <p>第一条 東京都（以下「都」という。）の住宅政策の目標は、全ての都民がその世帯の構成に応じて、安全かつ良好な住環境の下で、ゆとりある住生活を享受するに足る住宅を確保することによって、適切な居住を得る権利の完全な実現を促進することにあるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （現行のとおり）</p> <p>一から三まで （現行のとおり）</p> <p>四 住宅確保要配慮者等 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第一項に規定する住宅確保要配慮者及び居住の安定について特別の配慮が必要であると知事が認める者をいう。</p> <p>（都の責務）</p> <p>第三条 （現行のとおり）</p> <p>2 都は、住宅に関する施策の実施に当たっては、誰一人取り残さない理念の</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本的施策（第七条―第十六条）</p> <p>第三章 東京都住宅マスタープランの策定等（第十七条―第十九条）</p> <p>第四章 東京都住宅政策審議会（第二十条・第二十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（住宅政策の目標）</p> <p>第一条 東京都（以下「都」という。）の住宅政策の目標は、すべての都民がその世帯の構成に応じて、良好な住環境の下で、ゆとりある住生活を享受するに足る住宅を確保できるようにすることにあるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>一から三まで （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（都の責務）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（新設）</p>

下、住宅確保要配慮者等に特別の配慮を行うよう努めなければならない。

3 都は、都民が年齢、性自認及び性的指向、所得等の理由により孤立することなく支え合い、持続可能な居住を実現するソーシャル・インクルージョン及びソーシャル・ミックスの考え方に立つて、住宅に関する施策を実施するよう努めなければならない。

4 都は、住宅に関する施策の実施に当たっては、防災、環境、健康保持及び民間住宅の適切な供給等に配慮するよう努めなければならない。

5 都は、都民や住宅関連事業者を含めた全ての利害関係者の参加と協力の下に、住宅に関する施策を実施するよう努めなければならない。

6 | (現行のとおり)

7 | (現行のとおり)

第四条 (現行のとおり)

(住宅に関する調査の実施等)

第五条 都は、住宅に関する施策の総合的な推進に資するため、住宅に関する調査を定期的を実施するとともに、住宅の需要及び供給並びに利用状況、価格及び家賃、住宅確保要配慮者等の実態その他の住宅に関する動向等を明らかにした文書を作成し、及び公表するものとする。

第六条 (現行のとおり)

第二章 基本的施策

(公共住宅の供給等)

第七条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 都は、都営住宅等の供給に当たっては、将来の人口及び世帯数の見通し等を踏まえ、計画的な修繕、改修、建替等による既存の都営住宅等の活用を促進するとともに、都営住宅等の新築及び民間住宅の活用を促進するよう努めるものとする。

4 から 6 まで (現行のとおり)

7 都は、必要に応じて家賃補助等の施策を講ずるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

2 | (略)

3 | (略)

第四条 (略)

(住宅に関する調査の実施等)

第五条 都は、住宅に関する施策の総合的な推進に資するため、住宅に関する調査を定期的を実施するとともに、住宅の需要及び供給、利用状況並びに価格及び家賃その他の住宅に関する動向等を明らかにした文書を作成し、及び公表するものとする。

第六条 (略)

第二章 基本的施策

(公共住宅の供給等)

第七条 (略)

2 (略)

3 都は、都営住宅等の供給に当たっては、将来の人口及び世帯数の見通し等を踏まえ、計画的な修繕、改修、建替等により、既存の都営住宅等の活用を促進するよう努めるものとする。

4 から 6 まで (略)

(新設)

(良質な住宅のストックの形成)

第八条 都は、現在及び将来における都民の住生活の基盤となる良質な住宅のストックの形成を図るため、住宅の災害に対する安全性の確保の促進、環境に配慮した構造及び設備を備えた住宅の整備の促進その他良質な住宅の整備及び管理を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第九条及び第十条 (現行のとおり)

(住宅に係る取引の安全及び合理的な選択の確保)

第十一条 都は、都民の住宅に係る取引の安全及び合理的な選択の確保を図るため、住宅に関する適切な情報の提供及び相談の実施の促進、住宅関連事業者による適切な住宅の供給等に係る適正な事業活動の確保の促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第十二条から第十四条まで (現行のとおり)

(民間住宅における居住の安定の確保)

第十五条 (現行のとおり)

2 都は、前項の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に当たっては、年齢、障害、国籍、性自認及び性的指向等の理由により入居の機会が制約されることがないように、賃貸人その他の関係者に対する啓発に努めるものとする。

第十六条 (現行のとおり)

第三章 東京都住宅マスタープランの策定等

(東京都住宅マスタープランの策定)

第十七条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

四 住宅確保要配慮者等に対する賃貸住宅の供給の促進に関する目標

五 前二号の目標を達成するために必要な住宅に関する施策

六 (現行のとおり)

七 (現行のとおり)

3から5まで (現行のとおり)

(良質な住宅のストックの形成)

第八条 都は、現在及び将来における都民の住生活の基盤となる良質な住宅のストックの形成を図るため、住宅の地震に対する安全性の確保の促進、環境に配慮した構造及び設備を備えた住宅の整備の促進その他良質な住宅の整備及び管理を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第九条及び第十条 (略)

(住宅に係る取引の安全及び合理的な選択の確保)

第十一条 都は、都民の住宅に係る取引の安全及び合理的な選択の確保を図るため、住宅に関する適切な情報の提供及び相談の実施の促進、住宅関連事業者による適正な事業活動の確保の促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第十二条から第十四条まで (略)

(民間住宅における居住の安定の確保)

第十五条 (略)

2 都は、前項の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に当たっては、年齢、障害、国籍等の理由により入居の機会が制約されることがないように、賃貸人その他の関係者に対する啓発に努めるものとする。

第十六条 (略)

第三章 東京都住宅マスタープランの策定等

(東京都住宅マスタープランの策定)

第十七条 (略)

2 (略)

一から三まで (略)

(新設)

四 前号の目標を達成するために必要な住宅に関する施策

五 (略)

六 (略)

3から5まで (略)

6 知事は、東京都住宅マスタープランを定め、又は変更しようとするときは、事前に都民の意見を公募し、その意見を尊重しなければならない。

第十八条及び第十九条 (現行のとおり)

第四章 東京都住宅政策審議会

第二十条 (現行のとおり)

(審議会の組織)

第二十一条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員三十五人以内をもつて組織する。

一 から三まで (現行のとおり)

四 都民 五人以内

2 から5まで (現行のとおり)

第五章 東京都居住支援協議会

(東京都居住支援協議会)

第二十二条 都は、住宅関連事業者、居住支援法人や居住支援に取り組む団体等(以下「居住支援法人等」という。)と連携して、住宅確保要配慮者等の賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、東京都居住支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項に努めるものとする。

一 区市町村における居住支援協議会の設立及びその活動を支援すること。

二 居住支援法人等の取組を支援するとともに、区市町村の居住支援協議会への参画を促進すること。

(新設)

第十八条及び第十九条 (略)

第四章 東京都住宅政策審議会

第二十条 (略)

(審議会の組織)

第二十一条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員三十人以内をもつて組織する。

一 から三まで (略)

(新設)

2 から5まで (略)

(新設)

(新設)